

八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「要綱」という）第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(補助金交付申請時の必要書類)

第2条 要綱第6条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。ただし、申請建築物が木造住宅の場合は、第5号及び第6号に掲げる書類を必要としない。

- (1) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済書の写し
- (2) 法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し
- (3) 前2号の書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認または推測できるもの
- (4) 当該建築物の所有者が確認できるもの
- (5) 当該建築物の登記事項証明書
- (6) 当該建築物の所有者の印鑑登録証明書
- (7) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書
- (8) 耐震診断の見積書
- (9) 診断者が耐震診断技術者であることが確認できるもの
- (10) 委任者がいる場合は委任状
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(耐震診断報告時の必要書類)

第3条 要綱第11条に規定する市長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。ただし、(4)は代理受領制度を利用する場合に限る。

- (1) 耐震診断報告書（写真を添付すること）
- (2) 耐震診断費用に係る領収書の写し
- (3) 耐震診断費の請求書の写し
- (4) 代理受領に係る委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。